

法務省民商 1 4 1 号
令和 2 年 9 月 2 5 日

法 務 局 長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）の施行等に伴い、商業登記等事務取扱手続準則（平成 1 7 年 3 月 2 日付け法務省民商第 5 0 0 号当職通達）の一部を下記のとおり改正し、本年 1 0 月 1 日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(使用済の記載等) 第45条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定は、オンライン登記申請において、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第3項において読み替えて適用する同法第21条若しくは第22条又は規則第106条<u>第2項</u>（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記官の定める書類に領収証書又は印紙を貼り付けたものの提出があった場合について準用する。 4 [略] (登記官による本人確認) 第47条 [略] 2・3 [略] 4 登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、<u>当該文書</u>（国民健康保険，船員保	(使用済の記載等) 第45条 [同左] 2 [同左] 3 第1項の規定は、オンライン登記申請において、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第3項において読み替えて適用する同法第21条若しくは第22条又は規則第106条<u>第3項</u>（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記官の定める書類に領収証書又は印紙を貼り付けたものの提出があった場合について準用する。 4 [同左] (登記官による本人確認) 第47条 [同左] 2・3 [同左] 4 登記官は、文書等の提示を求めた場合には、提示した者の了解を得て、<u>当該文書</u>の写しを作成し、本人確

険，後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証，健康保険日雇特例被保険者手帳，国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等，船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１４３条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する被保険者番号等，健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１９４条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等，国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等，地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き

認調書に添付するものとする。ただし，了解を得ることができない場合にあっては，文書の種類，証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容を本人確認調書に記録すれば足りる。この場合において，基礎年金番号（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１４条に規定する基礎年金番号をいう。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）については，これを記録してはならない。

，国民年金手帳（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）にあっては基礎年金番号（同法第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き，個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）の写しを作成し，本人確認調書に添付するものとする。ただし，了解を得ることができない場合にあっては，文書の種類，証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要内容（保険者番号及び被保険者等記号・番号，基礎年金番号並びに個人番号（同条第５項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる

。

（登記官を明らかにする措置）

第５５条 登記簿に規則第３９条の登記官の識別番号を記録するためには，登記情報システム等情報セキュリ

（登記官を明らかにする措置）

第５５条 登記簿に規則第３９条の登記官の識別番号を記録するためには，登記情報システム等情報セキュリ

ティ及び運用管理規程（令和２年３月２６日付け法務省民総第２６８号当職通達）第２条第４６号に規定する登記官カードを用いてしなければならない。

（行政区画等の変更の記録）

第５６条 規則第４２条第１項の規定による記録をする場合は、登記の年月日の記録に代えて、「何年何月何日修正」と記録するものとする。

（更正の記録）

第６２条 登記の更正をする場合には、登記の年月日の記録に代えて、「何年何月何日更正」と記録するものとする。ただし、職権により登記の更正をするときは、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得た年月日を記録した上、登記の年月日の記録に代えて、「何年何月何日登記官の過誤につき更正」と記録するものとする。

第６３条 登記の更正をする場合において、規則第９９

ティ及び運用管理規程（平成２１年４月２８日付け法務省民総第１１０６号当職通達）第２条第５項第３０号に規定する登記官カードを用いてしなければならない。

（行政区画等の変更の記録）

第５６条 規則第４２条第１項の規定による記録をする場合は、登記の年月日の記録に代えて、「平成何年何月何日修正」と記録するものとする。

（更正の記録）

第６２条 登記の更正をする場合には、登記の年月日の記録に代えて、「平成何年何月何日更正」と記録するものとする。ただし、職権により登記の更正をするときは、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得た年月日を記録した上、登記の年月日の記録に代えて、「平成何年何月何日登記官の過誤につき更正」と記録するものとする。

第６３条 登記の更正をする場合において、規則第９９

条第1項の規定により登記を回復するときは、登記の年月日の記録に代えて、「何年何月何日更正により回復と記録するものとする。

条第1項の規定により登記を回復するときは、登記の年月日の記録に代えて、「平成何年何月何日更正により回復」と記録するものとする。

別記第 1 号様式（第 2 条第 2 項関係）

日記第 _____ 号 年 月 日	
○○法務局○○出張所 登記官 殿	○○法務局○○出張所 登記官 職印
移 送 書	
_____ 年 月 日 管轄転属により別紙目録記載の登記記録等を貴出張所に 移送します。	

別記第 1 号様式（第 2 条第 2 項関係）

日記第 _____ 号 平成 年 月 日	
○○法務局○○出張所 登記官 殿	○○法務局○○出張所 登記官 職印
移 送 書	
平成 年 月 日 管轄転属により別紙目録記載の登記記録等を貴出張所に 移送します。	

別記第 2 号様式（第 2 条第 3 項関係）

		日記第 号 年 月 日
〇〇法務局〇〇出張所 登記官	殿	
〇〇法務局〇〇出張所 登記官		職印
受 領 書		
管轄転属により、年 月 日日記第 号をもって移送を受けた別紙目録記載の登記記録等を受領しました。		

（注）別紙目録は、別記第 1 号様式の目録による。
異状がある場合には、その旨を記載する。

別記第 2 号様式（第 2 条第 3 項関係）

		日記第 号 平成 年 月 日
〇〇法務局〇〇出張所 登記官	殿	
〇〇法務局〇〇出張所 登記官		職印
受 領 書		
管轄転属により、平成 年 月 日日記第 号をもって移送を受けた別紙目録記載の登記記録等を受領しました。		

（注）別紙目録は、別記第 1 号様式の目録による。
異状がある場合には、その旨を記載する。

別記第3号様式（第2条第4項関係）

		日記第	号
		年	月 日
〇〇法務局長 殿			
〇〇法務局〇〇出張所 登記官		職印	
報 告 書			
管轄転属により 年 月 日別紙受領書（移送書）のとおり登記記録等の引継ぎを完了したので、報告します。			

別記第3号様式（第2条第4項関係）

		日記第	号
		平成	年 月 日
〇〇法務局長 殿			
〇〇法務局〇〇出張所 登記官		職印	
報 告 書			
管轄転属により平成 年 月 日別紙受領書（移送書）のとおり登記記録等の引継ぎを完了したので、報告します。			

別記第 4 号様式（第 4 条第 2 項関係）

		日記第	号
		年	月 日
法務大臣		殿	
法務局長		職印	
事務停止に関する意見書			
1 登記所名			
2 事務停止を必要とする理由			
3 事務停止期間			
上記のとおり，商業登記法第 3 条の規定により意見を提出します。			

別記第 4 号様式（第 4 条第 2 項関係）

		日記第	号
		平成	年 月 日
法務大臣		殿	
法務局長		職印	
事務停止に関する意見書			
1 登記所名			
2 事務停止を必要とする理由			
3 事務停止期間			
上記のとおり，商業登記法第 3 条の規定により意見を提出します。			

別記第 5 号様式（第 5 条第 2 項関係）

日記第 号 年 月 日	
○○法務局長	殿
○○法務局○○出張所 登記官	
職印	
報 告 書	
当出張所登記官交替による事務の引継ぎを行いました。引継ぎを受けた登記簿その他の関係書類の調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	

別記第 5 号様式（第 5 条第 2 項関係）

日記第 号 平成 年 月 日	
○○法務局長	殿
○○法務局○○出張所 登記官	
職印	
報 告 書	
当出張所登記官交替による事務の引継ぎを行いました。引継ぎを受けた登記簿その他の関係書類の調査の結果を下記のとおり報告します。	
記	

[illegible][illegible]

別記第10号様式（第13条第4項，第15条第5号，
6号，第11号関係）

登 記 帳 簿			
年度			
保存簿 番 号	第 号	保 存 終 期	年 月 日
名 称			
庁 名 法務局 出張所			

別記第10号様式（第13条第4項，第15条第1項第
5号，6号，第11号関係）

登 記 帳 簿			
年度			
保存簿 番 号	第 号	保 存 終 期	平成 年 月 日
名 称			
庁 名 法務局 出張所			

別記第12号様式（第15条第2号関係）

登 記 帳 簿			
年度		年	
保存簿 番 号	第 号	保 存 終 期	年 月 日
名 称 登 記 事 務 日 記 帳			
庁 名 法務局 出張所			

別記第12号様式（第15条第1項第2号関係）

登 記 帳 簿			
年度		平成 年	
保存簿 番 号	第 号	保 存 終 期	平成 年 月 日
名 称 登 記 事 務 日 記 帳			
庁 名 法務局 出張所			

別記第 1 3 号様式（第 1 5 条第 3 号関係）

登記事項証明書等用紙管理簿

年 月 日	受入枚数	払出枚数	残枚数	印	備 考

別記第 1 3 号様式（第 1 5 条第 1 項第 3 号関係）

登記事項証明書等用紙管理簿

年 月 日	受入枚数	払出枚数	残枚数	印	備 考

別記第 1 4 号様式（第 1 5 条第 4 号関係）

印鑑証明書用紙管理簿						
年 月 日	連続番号 (受払いした用 紙の連続番号)	受入枚数	払出枚数	残枚数	印	備 考

別記第 1 4 号様式（第 1 5 条第 1 項第 4 号関係）

印鑑証明書用紙管理簿						
年 月 日	連続番号 (受払いした用 紙の連続番号)	受入枚数	払出枚数	残枚数	印	備 考

別記第15号様式（第27条関係）

	日記第 号 年 月 日
〇〇法務局長 殿 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印	
登記簿及び附属書類持出報告書	
持ち出した登記簿等	
持ち出した理由	
持 出 場 所	
登 記 簿 等 の 現 況	
商業登記規則第13条の規定により報告します。	

別記第15号様式（第27条関係）

	日記第 号 平成 年 月 日
〇〇法務局長 殿 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印	
登記簿及び附属書類持出報告書	
持ち出した登記簿等	
持ち出した理由	
持 出 場 所	
登 記 簿 等 の 現 況	
商業登記規則第13条の規定により報告します。	

別記第16号様式（第29条第1項関係）

日記第 号 年 月 日	
〇〇法務局長 殿 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印	
登記簿の全部（又は一部）滅失による登記の回復について（報告）	
滅失した登記簿又は登記記録	別紙目録のとおり
滅失の事由	
滅失の年月日	
予定回復登記期間	
商業登記規則第15条第1項の規定により報告します。	

（注）別紙目録は、別記第1号様式の目録による。

別記第16号様式（第29条第1項関係）

日記第 号 平成 年 月 日	
〇〇法務局長 殿 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印	
登記簿の全部（又は一部）滅失による登記の回復について（報告）	
滅失した登記簿又は登記記録	別紙目録のとおり
滅失の事由	
滅失の年月日	
予定回復登記期間	
商業登記規則第15条第1項の規定により報告します。	

（注）別紙目録は、別記第1号様式の目録による。

別記第 17 号様式（第 29 条第 1 項関係）

	日記第 号 年 月 日												
法務大臣 殿 職印 ○○法務局長 登記簿の全部（又は一部）滅失による登記の回復について（意見） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">管 轄 登 記 所 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滅失した登記簿又は登記記録</td> <td>別紙目録のとおり</td> </tr> <tr> <td>滅 失 の 事 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滅 失 の 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予 定 回 復 登 記 期 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調 査 の 結 果 及 び 意 見</td> <td></td> </tr> </table> 商業登記規則第 15 条第 2 項の規定により意見を提出します。		管 轄 登 記 所 名		滅失した登記簿又は登記記録	別紙目録のとおり	滅 失 の 事 由		滅 失 の 年 月 日		予 定 回 復 登 記 期 間		調 査 の 結 果 及 び 意 見	
管 轄 登 記 所 名													
滅失した登記簿又は登記記録	別紙目録のとおり												
滅 失 の 事 由													
滅 失 の 年 月 日													
予 定 回 復 登 記 期 間													
調 査 の 結 果 及 び 意 見													

（注）別紙目録は、別記第 1 号様式の目録による。

別記第 17 号様式（第 29 条第 1 項）

	日記第 号 平成 年 月 日												
法務大臣 殿 職印 ○○法務局長 登記簿の全部（又は一部）滅失による登記の回復について（意見） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">管 轄 登 記 所 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滅失した登記簿又は登記記録</td> <td>別紙目録のとおり</td> </tr> <tr> <td>滅 失 の 事 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滅 失 の 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予 定 回 復 登 記 期 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調 査 の 結 果 及 び 意 見</td> <td></td> </tr> </table> 商業登記規則第 15 条第 2 項の規定により意見を提出します。		管 轄 登 記 所 名		滅失した登記簿又は登記記録	別紙目録のとおり	滅 失 の 事 由		滅 失 の 年 月 日		予 定 回 復 登 記 期 間		調 査 の 結 果 及 び 意 見	
管 轄 登 記 所 名													
滅失した登記簿又は登記記録	別紙目録のとおり												
滅 失 の 事 由													
滅 失 の 年 月 日													
予 定 回 復 登 記 期 間													
調 査 の 結 果 及 び 意 見													

（注）別紙目録は、別記第 1 号様式の目録による。

別記第18号様式（第31条関係）

日記第 年 月 日 号																																																															
○○法務局長 殿	○○法務局○○出張所 登記官 職印 帳簿及び書類廃棄認可申請書 次（又は別紙目録）の帳簿及び書類は、保存期間を経過したので、廃棄につき認可されるよう申請します。 目 録 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">冊数</th> <th rowspan="2">保存期間</th> <th>保存始期</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保存終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年度	名 称	冊数	保存期間	保存始期	備考	保存終期																																																							
年度	名 称					冊数		保存期間	保存始期	備考																																																					
		保存終期																																																													

別記第18号様式（第31条関係）

日記第 平成 年 月 日 号																																																															
○○法務局長 殿	○○法務局○○出張所 登記官 職印 帳簿及び書類廃棄認可申請書 次（又は別紙目録）の帳簿及び書類は、保存期間を経過したので、廃棄につき認可されるよう申請します。 目 録 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">冊数</th> <th rowspan="2">保存期間</th> <th>保存始期</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保存終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td rowspan="2"> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	年度	名 称	冊数	保存期間	保存始期	備考	保存終期																																																							
年度	名 称					冊数		保存期間	保存始期	備考																																																					
		保存終期																																																													

別記第23号様式（第43条関係）

受 付	年 月 日						
	第 号						
受 付		調 査		印鑑 照合		記 入	
印鑑 入力		校 合		通 知		カ ー ド	

別記第23号様式（第43条関係）

受 付	平成 年 月 日					
	第 号					
受 付	調 査	印鑑 照合	記 入			
印鑑 入力	校 合	通 知	カ ー ド			

別記第24号様式（第43条関係）

受 付	調 査	印鑑照合	記 入	印鑑入力	校 合	通 知	カード
年 月 日 第 号 - 符号							

別記第24号様式（第43条関係）

受 付	調 査	印鑑照合	記 入	印鑑入力	校 合	通 知	カード
平成 年 月 日 第 号 - 符号							

別記第25号様式（第47条第2項関係）

[illegible]

(注1) 確認した資料の番号を記載する。

(注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。

(注3) 被保険者証の種類を記載する。

(注4) 写しの被保険者等記号・番号等部分は塗抹する。また、被保険者等記号・番号等は記載しない。

(注5) 写しの基礎年金番号は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。

別記第25号様式（第47条第2項関係）

[illegible]

(注1) 確認した資料の番号を記載する。

(注2) 裏面の写しは作成しない。また、個人番号は記載しない。

(注3) 被保険者証の種類を記載する。

(注4) 写しの基礎年金番号は塗抹する。また、基礎年金番号は記載しない。

別記第 2 6 号様式（第 4 8 条第 2 項関係）

日記第 年 月 日 号
○○法務局○○出張所 御中
○○法務局○○出張所 登記官
職印
嘱 託 書
商業登記法第 2 3 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり本人確認の調査を嘱託します。
記
1 本人確認を要する申請人又はその代表者若しくは代理人の氏名又は商号若しくは名称
2 申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足る相当な理由の概要
3 添付書面の表示

別記第 2 6 号様式（第 4 8 条第 2 項関係）

日記第 平成 年 月 日 号
○○法務局○○出張所 御中
○○法務局○○出張所 登記官
職印
嘱 託 書
商業登記法第 2 3 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり本人確認の調査を嘱託します。
記
1 本人確認を要する申請人又はその代表者若しくは代理人の氏名又は商号若しくは名称
2 申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足る相当な理由の概要
3 添付書面の表示

別記第 2 7 号様式（第 4 9 条第 2 項関係）

不正登記防止申出書			
申出年月日	年 月 日	申出番号	
申出人の表示	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在場所		
	氏名又は商号若しくは名称 ㊞ ☐ 登記の申請人となるべき者 ☐ その他（ ）		
	連絡先（自宅・携帯・勤務先） （ ） —		
代理人の表示	住 所		
	氏名又は名称 ㊞		
	連絡先（自宅・携帯・勤務先） （ ） —		
委任による代理人による理由	別添委任状に記載の理由により、申出人が登記所に出頭できない。		
商号（名称）等			
営 業 所			
申出の事由	年 月 日ころ、（申出人）の が、①盗難にあった ②不正に交付された ③その他（ ） ため、不正な登記の申請がされるおそれがあるので、 上記会社・法人等について登記の申請があった場合は、連絡願います。		
被害届・告訴の有無等	☐ 有 { 年 月 日 } 被害届・告訴 警察署) ☐ 無		
対 応 期 間	申出の日から 3 か月 (年 月 日まで)		
上記のとおり申出します。 法務局（地方法務局） 支 局 御中 出張所			

別記第 2 7 号様式（第 4 9 条第 2 項関係）

不正登記防止申出書			
申出年月日	年 月 日	申出番号	
申出人の表示	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在場所		
	氏名又は商号若しくは名称 ㊞ ☐ 登記の申請人となるべき者 ☐ その他（ ）		
	連絡先（自宅・携帯・勤務先） （ ） —		
代理人の表示	住 所		
	氏名又は名称 ㊞		
	連絡先（自宅・携帯・勤務先） （ ） —		
委任による代理人による理由	別添委任状に記載の理由により、申出人が登記所に出頭できない。		
商号（名称）等			
営 業 所			
申出の事由	年 月 日ころ、（申出人）の が、①盗難にあった ②不正に交付された ③その他（ ） ため、不正な登記の申請がされるおそれがあるので、 上記会社・法人等について登記の申請があった場合は、連絡願います。		
被害届・告訴の有無等	☐ 有 {平成 年 月 日} 被害届・告訴 警察署) ☐ 無		
対 応 期 間	申出の日から 3 か月 (平成 年 月 日まで)		
上記のとおり申出します。 法務局（地方法務局） 支 局 御中 出張所			

別記第 28 号様式（第 49 条第 5 項関係）

申 出 年月日	申出 番号	商号、未成年者、 若しくは支配人の氏名 又は後見人の氏名 若しくは商号若しくは名称	本店又は営業所若しくは 支配人を置いた営業所	申出者の氏名 又は商号 若しくは名称	本人確 認調査 の要否	備 考

別記第 28 号様式（第 49 条第 7 項関係）

申 出 年月日	申出 番号	商号、未成年者、 若しくは支配人の氏名 又は後見人の氏名 若しくは商号若しくは名称	本店又は営業所若しくは 支配人を置いた営業所	申出者の氏名 又は商号 若しくは名称	本人確 認調査 の要否	備 考

別記第30号様式（第53条第3項関係）

日記第	号
決 定 住 所 申請人	
年 月 日受付第 号 〇〇登記申請事件は、・・・・・・ので、 商業登記法第24条第 号（又は第33条第4項）の規定により却下します。 なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第142条）。 おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。	
年 月 日 法務局 登記官 出張所 職印	

- （注） 1 却下理由は、具体的かつ詳細に記載すること。
 2 年月日は、決定書作成の日を記載すること。

別記第30号様式（第53条第3項関係）

日記第	号
決 定 住 所 申請人	
平成 年 月 日受付第 号 〇〇登記申請事件は、・・・・・・ので、 商業登記法第24条第 号（又は第33条第4項）の規定により却下します。 なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第142条）。 おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。	
平成 年 月 日 法務局 登記官 出張所 職印	

- （注） 1 却下理由は、具体的かつ詳細に記載すること。
 2 年月日は、決定書作成の日を記載すること。

別記第32号様式（第58条第5項関係）

	日記第 号 年 月 日
○○法務局○○出張所 登記官	殿
○○法務局○○出張所 登記官	
職印	
通 知 書	
下記のとおり本店移転の登記を完了（又は登記を却下）したので、商業登記法第52条第3項の規定により通知します。	
記	
1 商 号 2 旧 本 店 3 新 本 店 4 旧本店所在地における申請書の受付の年月日及び番号 5 新所在地での登記（又は却下）年月日	

別記第32号様式（第58条第5項関係）

	日記第 号 平成 年 月 日
○○法務局○○出張所 登記官	殿
○○法務局○○出張所 登記官	
職印	
通 知 書	
下記のとおり本店移転の登記を完了（又は登記を却下）したので、商業登記法第52条第3項の規定により通知します。	
記	
1 商 号 2 旧 本 店 3 新 本 店 4 旧本店所在地における申請書の受付の年月日及び番号 5 新所在地での登記（又は却下）年月日	

別記第32号の2様式（第60条の2関係）

年 月 日	
法務局	支局・出張所 御中
法務局	支局・出張所 登記官
通 知 書	
下記のとおり支店所在地における登記を、商業登記法第50条第2項の規定により通知する。	
記	
1 商号	
1 本店	
1 登記の事由	
1 本店所在地における完了年月日	

別記第32号の2様式（第60条の2関係）

平成 年 月 日	
法務局	支局・出張所 御中
法務局	支局・出張所 登記官
通 知 書	
下記のとおり支店所在地における登記を、商業登記法第50条第2項の規定により通知する。	
記	
1 商号	
1 本店	
1 登記の事由	
1 本店所在地における完了年月日	

別記第 3 3 号様式（第 6 4 条関係）

日記第	号
通 知 書	
商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は 後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店（支店）又は営業所若しくは 支 配 人 を 置 い た 営 業 所	
登 記 の 種 類	
受 付 の 年 月 日 号 受 付 番 号	年 月 日 第 号
錯 誤 事 項 遺 漏	
通 知 の 事 由	商業登記法第 1 3 3 条第 1 項
上記のとおり^{錯誤}を発見したので通知します。 遺漏 年 月 日 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印	

別記第 3 3 号様式（第 6 4 条関係）

日記第	号
通 知 書	
商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は 後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店（支店）又は営業所若しくは 支 配 人 を 置 い た 営 業 所	
登 記 の 種 類	
受 付 の 年 月 日 号 受 付 番 号	平成 年 月 日 第 号
錯 誤 事 項 遺 漏	
通 知 の 事 由	商業登記法第 1 3 3 条第 1 項
上記のとおり^{錯誤}を発見したので通知します。 遺漏 平成 年 月 日 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印	

別記第34号様式（第65条第1項関係）

日記第 年 月 日 号	
○○法務局長	殿
○○法務局○○出張所 登記官	
職印	
登記更正許可申出書	
下記のとおり登記官の過誤（又は遺漏）があることを発見したので、更正につき許可されるよう商業登記法第133条第2項の規定により登記事項証明書を添えて申し出ます。 記 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所 3 登記の種類 4 受付の年月日及び受付番号 5 更正を要する登記事項 「○○」とあるのを「○○」と更正	

別記第34号様式（第65条第1項関係）

日記第 平成 年 月 日 号	
○○法務局長	殿
○○法務局○○出張所 登記官	
職印	
登記更正許可申出書	
下記のとおり登記官の過誤（又は遺漏）があることを発見したので、更正につき許可されるよう商業登記法第133条第2項の規定により登記事項証明書を添えて申し出ます。 記 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所 3 登記の種類 4 受付の年月日及び受付番号 5 更正を要する登記事項 「○○」とあるのを「○○」と更正	

別記第35号様式（第65条第2項関係）

日記第 号
○○法務局○○出張所 登記官
(不) 許 可 書 年 月 日付け日記第 号をもって申出のあった登記の更正の 件は、下記のとおり許可する（又は○○（不許可の理由を記載すること）により許 可しない）。
年 月 日
法務局長 職印
記
1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所 3 更正すべき事項 年 月 日受付第 号○○登記事項中「○○」とあるのを「○ ○」と更正（又は「○○」の事項を追加更正）

別記第35号様式（第65条第2項関係）

日記第 号
○○法務局○○出張所 登記官
(不) 許 可 書 平成 年 月 日付け日記第 号をもって申出のあった登記の更正の 件は、下記のとおり許可する（又は○○（不許可の理由を記載すること）により許 可しない）。
平成 年 月 日
法務局長 職印
記
1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所 3 更正すべき事項 平成 年 月 日受付第 号○○登記事項中「○○」とあるのを「○ ○」と更正（又は「○○」の事項を追加更正）

別記第36号様式（第67条第1項関係）

職 権 抹 消 調 書	
月 記 第 号 年 月 日	
(地方) 法務局 (支局 (出張所)) 登記官 職印	
商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	
根拠条文	
☐ 商業登記法第24条第1号 ☐ 商業登記法第24条第2号 ☐ 商業登記法第24条第3号 ☐ 商業登記法第24条第5号 ☐ 商業登記法第134条第1項第2号	
抹消する登記	
受 付 年 月 日	
受 付 番 号	
抹 消 す べ き 登 記 事 項	
抹消する理由	

別記第36号様式（第67条第1項関係）

職 権 抹 消 調 書	
日 記 第 号 平成 年 月 日	
(地方) 法務局 (支局 (出張所)) 登記官 職印	
商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	
根拠条文	
☐ 商業登記法第24条第1号 ☐ 商業登記法第24条第2号 ☐ 商業登記法第24条第3号 ☐ 商業登記法第24条第5号 ☐ 商業登記法第134条第1項第2号	
抹消する登記	
受 付 年 月 日	
受 付 番 号	
抹 消 す べ き 登 記 事 項	
抹消する理由	

別記第37号様式（第67条第2項関係）

日記第 号 年 月 日	
殿 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印	
通 知 書	
商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は 後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店（支店）又は営業所若しくは支配 人を置いた営業所	
抹消する登記の受付の年月日及び受付 番号	
抹消すべき登記事項	
上記の登記は、〇〇（理由を具体的に記載すること。）により許されないので、 年 月 日 までに異議の申立てがないときは、これを抹消します。 商業登記法第135条第1項の規定により通知します。	

別記第37号様式（第67条第2項関係）

日記第 号 平成 年 月 日	
殿 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印	
通 知 書	
商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は 後見人の氏名若しくは商号若しくは名称	
本店（支店）又は営業所若しくは支配 人を置いた営業所	
抹消する登記の受付の年月日及び受付 番号	
抹消すべき登記事項	
上記の登記は、〇〇（理由を具体的に記載すること。）により許されないので、 平成 年 月 日 までに異議の申立てがないときは、これを抹消します。 商業登記法第135条第1項の規定により通知します。	

別記第38号様式（第67条第3項関係）

公 告	
	本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名 若しくは商号若しくは名称
上記に係る 年 月 日受付第 号で登記した〇〇登記は、〇〇 により商業登記法第134条第1項第 号に該当することを発見したので、本公告 掲載の日から〇日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。 商業登記法第135条第2項の規定により公告する。	
年 月 日	
〇〇法務局〇〇出張所	

別記第38号様式（第67条第3項関係）

公 告	
	本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名 若しくは商号若しくは名称
上記に係る平成 年 月 日受付第 号で登記した〇〇登記は、〇〇 により商業登記法第134条第1項第 号に該当することを発見したので、本公告 掲載の日から〇日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。 商業登記法第135条第2項の規定により公告する。	
平成 年 月 日	
〇〇法務局〇〇出張所	

別記第 3 9 号様式（第 6 7 条第 4 項関係）

日記第 号	
決 定 住 所 異議申立人	
下記につき、平成 年 月 日受付第 号の〇〇登記の抹消について、 平成 年 月 日付けで異議の申立てがありました。その異議は、〇〇（理 由を具体的に記載すること。）により理由がないので、これを却下します。	
なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又 は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第 1 4 2 条）。	
おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の 通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を 被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しな ければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日 から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので 御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内 に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の 送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起し なければならないこととされています。	
年 月 日 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印 記 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	

別記第 3 9 号様式（第 6 7 条第 4 項関係）

日記第 号	
決 定 住 所 異議申立人	
下記につき、平成 年 月 日受付第 号の〇〇登記の抹消について、 平成 年 月 日付けで異議の申立てがありました。その異議は、〇〇（理 由を具体的に記載すること。）により理由がないので、これを却下します。	
なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又 は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第 1 4 2 条）。	
おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の 通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を 被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しな ければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日 から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので 御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内 に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の 送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起し なければならないこととされています。	
平成 年 月 日 〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印 記 1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	

別記第40号様式（第67条第4項関係）

日記第	号
決 定	
住 所 異議申立人	
下記につき、年 月 日受付第 号をもって登記した〇〇登記は、〇〇により商業登記法第134条第1項第 号に該当するから、その登記を抹消する旨、年 月 日通知をしたところ、年 月 日付けをもって上記申立人より異議の申立てがあったが、その異議は、理由あるものと認める。 よって、上記の登記は、抹消しないものとする。	
〇〇法務局〇〇出張所 登記官	
職印	
記	
1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	

別記第40号様式（第67条第4項関係）

日記第	号
決 定	
住 所 異議申立人	
下記につき、平成 年 月 日受付第 号をもって登記した〇〇登記は、〇〇により商業登記法第134条第1項第 号に該当するから、その登記を抹消する旨、平成 年 月 日通知をしたところ、平成 年 月 日付けをもって上記申立人より異議の申立てがあったが、その異議は、理由あるものと認める。 よって、上記の登記は、抹消しないものとする。	
〇〇法務局〇〇出張所 登記官	
職印	
記	
1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所	

別記第41号様式（第67条第7項関係）

	日記第 号 年 月 日
○○法務局○○出張所 登記官	殿
○○法務局○○出張所 登記官	
職印	
通 知 書	
被通知登記所管内支店所在番地 ○ ○ 株 式 会 社	
年 月 日受付第 号の○○登記は、商業登記法第134条第1項第 号に該当することを発見し、 年 月 日その登記を抹消したので、商業登記法第138条第2項の規定により通知する。	

別記第41号様式（第67条第7項関係）

	日記第 号 平成 年 月 日
○○法務局○○出張所 登記官	殿
○○法務局○○出張所 登記官	
職印	
通 知 書	
被通知登記所管内支店所在番地 ○ ○ 株 式 会 社	
平成 年 月 日受付第 号の○○登記は、商業登記法第134条第1項第 号に該当することを発見し、 平成 年 月 日その登記を抹消したので、商業登記法第138条第2項の規定により通知する。	

別記第42号様式（第71条第3項関係）

日記第 年 月 日 号
殿
○○法務局○○出張所 登記官
職印
通 知 書
下記の 年 月 日 受付第 号 の○○登記申請事件に関してされた審査請求は、理由があるものと認め、下記のと通りの処分をしたので、通知します。
記
1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所 3 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第42号様式（第71条第3項関係）

日記第 平成 年 月 日 号
殿
○○法務局○○出張所 登記官
職印
通 知 書
下記の平成 年 月 日 受付第 号 の○○登記申請事件に関してされた審査請求は、理由があるものと認め、下記のと通りの処分をしたので、通知します。
記
1 商号、未成年者若しくは支配人の氏名又は後見人の氏名若しくは商号若しくは名称 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所 3 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第43号様式（第71条第5項関係）

日記第 号 年 月 日	
○○法務局長	殿 ○○法務局○○出張所 登記官 職印 報 告 書 年 月 日付け日記第 号 をもって報告した登記申請事件却下決定に対し審査請求があり、その審査請求を理由があると認めたので、下記のとおり処分をしました。 記 1. ○○（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第43号様式（第71条第5項関係）

日記第 号 平成 年 月 日	
○○法務局長	殿 ○○法務局○○出張所 登記官 職印 報 告 書 平成 年 月 日付け日記第 号 をもって報告した登記申請事件却下決定に対し審査請求があり、その審査請求を理由があると認めたので、下記のとおり処分をしました。 記 1. ○○（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第44号様式（第71条第1項関係）

	日記第 号 年 月 日
○○法務局長 殿	
○○法務局○○出張所 登記官	職印
意 見 書	
年 月 日付け日記第 号 をもって報告した登記申請事件却下処分に関し、別紙のとおり審査請求があったが、本件審査請求は、下記のとおり理由がないものと認めますから、審査請求書の正本及び関係書類を添えて本件事件を送付します。	
記	
1. ○○（具体的かつ詳細に記載すること。）	

別記第44号様式（第72条第1項関係）

	日記第 号 平成 年 月 日
○○法務局長 殿	
○○法務局○○出張所 登記官	職印
意 見 書	
平成 年 月 日付け日記第 号 をもって報告した登記申請事件却下処分に関し、別紙のとおり審査請求があったが、本件審査請求は、下記のとおり理由がないものと認めますから、審査請求書の正本及び関係書類を添えて本件事件を送付します。	
記	
1. ○○（具体的かつ詳細に記載すること。）	

別記第44号の2様式（第72条第4項関係）

日記第 年 月 日 号	
審理員	殿
○○法務局長	
職印	
送 付 書	
年 月 日受付第 号 の○○登記申請事件の却下処分に対する審査請求について、商業登記法第145条の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、登記官の意見を送付します。	

別記第44号の2様式（第72条第4項関係）

日記第 平成 年 月 日 号	
審理員	殿
○○法務局長	
職印	
送 付 書	
平成 年 月 日受付第 号 の○○登記申請事件の却下処分に対する審査請求について、商業登記法第145条の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、登記官の意見を送付します。	

別記第45号様式（第73条第2項関係）

裁	決
住 所 審査請求人	
[] 年 [] 月 [] 日受付第 [] 号の〇〇登記申請事件の却下処分に関する 審査請求について次のとおり裁決する。	
1. 主 文	
2. 事案の概要	
3. 審査関係人の主張の要旨	
4. 理 由（主文が審理員意見書と異なる内容である場合には、異なることとな った理由を含む。）	
[] 年 [] 月 [] 日	
〇〇法務局長	職印

別記第45号様式（第73条第2項関係）

裁	決
住 所 審査請求人	
[平成] 年 [] 月 [] 日受付第 [] 号の〇〇登記申請事件の却下処分に関する 審査請求について次のとおり裁決する。	
1. 主 文	
2. 事案の概要	
3. 審査関係人の主張の要旨	
4. 理 由（主文が審理員意見書と異なる内容である場合には、異なることとな った理由を含む。）	
[平成] 年 [] 月 [] 日	
〇〇法務局長	職印

別記第46号様式（第75条第1項関係）

日記第 年 月 日 号	
○○税務署長 殿 ○○法務局○○出張所 登記官 職印	
納付不足額通知書 登録免許税法第28条第1項の規定により通知する。	
登 記 の 区 分	
申請書受付の年月日及び番号	年 月 日 受付第 号
課 税 標 準 額	申請書記載額
	正 当 額
登 録 免 許 税 額	納 付 額
	正 当 額
	未 納 金 額
申 請 人 の 氏 名 ・ 住 所 （法人の場合は名称・主たる事務所）	
納 税 地	（同 上）
備 考	

（注）登記の区分欄には、例えば、「別表第一の第24号（一）カ取締役の変更の登記」のように記載する。

別記第46号様式（第75条第1項関係）

日記第 平成 年 月 日 号	
○○税務署長 殿 ○○法務局○○出張所 登記官 職印	
納付不足額通知書 登録免許税法第28条第1項の規定により通知する。	
登 記 の 区 分	
申請書受付の年月日及び番号	平成 年 月 日 受付第 号
課 税 標 準 額	申請書記載額
	正 当 額
登 録 免 許 税 額	納 付 額
	正 当 額
	未 納 金 額
申 請 人 の 氏 名 ・ 住 所 （法人の場合は名称・主たる事務所）	
納 税 地	（同 上）
備 考	

（注）登記の区分欄には、例えば、「別表第一の第24号（一）カ取締役の変更の登記」のように記載する。

別記第48号様式（第76条第1項関係）

日記第 年 月 日 号	
○○税務署長 殿 ○○法務局○○出張所 登記官 職印	
還 付 通 知 書 登録免許税法第31条第1項の規定により通知する。	
登 記 の 区 分	
申請書受付の年月日及び番号	年 月 日 受 付 第 号
還 付 金 額	金 円
還 付 原 因	1. 却下 2. 取下げ 3. 過誤納
還付原因の生じた日	年 月 日
納付方法・収納機関の名称	1. 印紙 2. 領収証書 (銀行 郵便局) 支店 税務署) 3. 電子納付
申請人の氏名・住所 (法人の場合は名称・主たる事務所)	
納 税 地	(同 上)
還付通知の請求・還付申出 の別及び年月日	1. 還付通知請求 年 月 日 2. 還 付 申 出
希 望 す る 還 付 場 所	市 区 町 村 番地 (銀行 郵便局) 支店 口座)
備 考	

(注) 登記の区分欄には、例えば、「別表第一の第24号(一)カ取締役の変更の登記」のように記載する。

別記第48号様式（第76条第1項関係）

日記第 平成 年 月 日 号	
○○税務署長 殿 ○○法務局○○出張所 登記官 職印	
還 付 通 知 書 登録免許税法第31条第1項の規定により通知する。	
登 記 の 区 分	
申請書受付の年月日及び番号	平成 年 月 日 受 付 第 号
還 付 金 額	金 円
還 付 原 因	1. 却下 2. 取下げ 3. 過誤納
還付原因の生じた日	平成 年 月 日
納付方法・収納機関の名称	1. 印紙 2. 領収証書 (銀行 郵便局) 支店 税務署) 3. 電子納付
申請人の氏名・住所 (法人の場合は名称・主たる事務所)	
納 税 地	(同 上)
還付通知の請求・還付申出 の別及び年月日	1. 還付通知請求 平成 年 月 日 2. 還 付 申 出
希 望 す る 還 付 場 所	市 区 町 村 番地 (銀行 郵便局) 支店 口座)
備 考	

(注) 登記の区分欄には、例えば、「別表第一の第24号(一)カ取締役の変更の登記」のように記載する。

別記第49号の2様式（第76条第4項関係）

日記 号
年 月 日

殿

〇〇法務局〇〇出張所
登記官 職印

通 知 書

年 月 日付けをもってされた下記登記に関する登録免許税法第31条第2項の規定に基づく還付通知請求については、過誤納付の事実は認められないので、税務署長に還付の通知をすることができません。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税通則法第75条第1項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長あての審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、国税通則法第115条第1項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の1)から3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 登記の受付年月日
- 2 受付番号
- 3 登記の区分

別記第49号の2様式（第76条第4項関係）

日記 号
平成 年 月 日

殿

〇〇法務局〇〇出張所
登記官 職印

通 知 書

平成 年 月 日付けをもってされた下記登記に関する登録免許税法第31条第2項の規定に基づく還付通知請求については、過誤納付の事実は認められないので、税務署長に還付の通知をすることができません。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税通則法第75条第1項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長あての審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、国税通則法第115条第1項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の1)から3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 登記の受付年月日
- 2 受付番号
- 3 登記の区分

別記第50号様式（第77条第1項関係）

証明年月日		証明番号	
再 使 用 証 明 申 出 書			
再使用申出領収証書 又は印紙の金額	金 円		
領 収 証 書	現金納付 年 月 日	年 月 日	
	収納機関 の 名 称	銀行 郵便局 支店 税務署	
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請書の受付の 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
備 考			
上記のとおり登録免許税法第31条第3項の規定により申出ます。 年 月 日 申請人 法 務 局 支 局 御 中 出張所			

別記第50号様式（第77条第1項関係）

証明年月日		証明番号	
再 使 用 証 明 申 出 書			
再使用申出領収証書 又は印紙の金額	金 円		
領 収 証 書	現金納付 年 月 日	平成 年 月 日	
	収納機関 の 名 称	銀行 郵便局 支店 税務署	
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請書の受付の 年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
備 考			
上記のとおり登録免許税法第31条第3項の規定により申出ます。 平成 年 月 日 申請人 法 務 局 支 局 御 中 出張所			

別記第53号様式（第81条第1項関係）

(商業)

日記(過料)第 号
年 月 日

〇〇地方裁判所 御 中
支 部

〇〇法務局〇〇出張所
登記官

職印

通 知

下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、商業登記規則第118条の規定により通知します。

記

登記申請の年月日 受付番号	年 月 日 第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり ① 選任懈怠 ② 登記懈怠
該 当 法 条	1. 会社法第976条第22号 2. 会社法第915条第1項 3. 会社法第976条第1号
違反者の資格及び氏名・住所	
本 店 商 号 代表取締役の 氏名・住所	別紙のとおり

(注1) 過料事件通知書には、別紙として履歴事項一部証明書を添付する。

(注2) 登記記録に過料に処せられるべき者の日本国内の住所が記録されておらず、その管轄が定まらないとき（非訟事件手続法第8条）は、東京地方裁判所（非訟事件手続規則第6条）に通知する。

別記第53号様式（第81条第1項関係）

(商業)

日記(過料)第 号
平成 年 月 日

〇〇地方裁判所 御 中
支 部

〇〇法務局〇〇出張所
登記官

職印

通 知

下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、商業登記規則第118条の規定により通知します。

記

登記申請の年月日 受付番号	平成 年 月 日 第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり ① 選任懈怠 ② 登記懈怠
該 当 法 条	1. 会社法第976条第22号 2. 会社法第915条第1項 3. 会社法第976条第1号
違反者の資格及び氏名・住所	
本 店 商 号 代表取締役の 氏名・住所	別紙のとおり

(注1) 過料事件通知書には、別紙として履歴事項一部証明書を添付する。

(注2) 登記記録に過料に処せられるべき者の日本国内の住所が記録されておらず、その管轄が定まらないとき（非訟事件手続法第8条）は、東京地方裁判所（非訟事件手続規則第6条）に通知する。

(法人)

月記(過料)第 号 年 月 日	
〇〇地方裁判所 御 中 支 部	
〇〇法務局〇〇出張所 登記官	職印
通 知	
下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第118条の規定により通知します。	
記	
登記申請の年月日	年 月 日
受付番号	第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり ① 選任懈怠 ② 登記懈怠
該 当 法 条	
違反者の資格及び氏名・住所	
主たる事務所 ・本店 名称・商号 代表者の資格 及び氏名・住所	別紙のとおり

(注) 通知本文中、各種法人等登記規則第5条以外の規則において準用する場合は、該当規則を修正する。

(法人)

日記(過料)第 号 平成 年 月 日	
〇〇地方裁判所 御 中 支 部	
〇〇法務局〇〇出張所 登記官	職印
通 知	
下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第118条の規定により通知します。	
記	
登記申請の年月日	平成 年 月 日
受付番号	第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり ① 選任懈怠 ② 登記懈怠
該 当 法 条	
違反者の資格及び氏名・住所	
主たる事務所 ・本店 名称・商号 代表者の資格 及び氏名・住所	別紙のとおり

(注) 通知本文中、各種法人等登記規則第5条以外の規則において準用する場合は、該当規則を修正する。

登記事項証明書記載例 1（本店の所在地におけるもの）

現在事項全部証明書		
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社		
会社法人等番号	0000-00-0000000	
商 号	第一電器株式会社	
	第一電気機器株式会社	何年何月何日変更 何年何月何日登記
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	何年何月何日移転 何年何月何日登記
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html	何年何月何日設定 何年何月何日登記
会社成立の年月日	何年何月何日	
目 的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 何年何月何日変更 何年何月何日登記	
単元株式数	5株	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
整理番号 エ072590 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/2		

登記事項証明書記載例 1（本店の所在地におけるもの）

現在事項全部証明書		
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社		
会社法人等番号	0000-00-0000000	
商 号	第一電器株式会社	
	第一電気機器株式会社	平成30年 6月 1日変更 平成30年 6月 5日登記
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	平成30年 6月 1日移転 平成30年 6月 5日登記
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html	平成30年 6月 1日設定 平成30年 6月 5日登記
会社成立の年月日	平成28年 6月 1日	
目 的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 平成30年 6月 1日変更 平成30年 6月 5日登記	
単元株式数	5株	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
整理番号 エ072590 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/2		

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社	
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	取締役 乙 野 次 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	取締役 丙 野 五 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 甲 野 太 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙 野 次 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	監査役 丁 野 六 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	監査役 戊 野 七 郎 (社外監査役)
	監査役 戊 野 八 郎 (社外監査役)
支 店 1 神奈川県横浜市中央区北仲通一丁目3番1号	
存続期間	会社成立の日から満50年
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社

符号

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

何年何月何日印

○○法務局○○出張所
 登記官

○ ○ ○ ○
 職印

整理番号 エ072590
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。
2 / 2

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
第一電気機器株式会社

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎	平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	取締役	乙 野 次 郎	平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	取締役	丙 野 五 郎	平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役	甲 野 太 郎	平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役	乙 野 次 郎	平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	監査役	丁 野 六 郎	
	監査役 (社外監査役)	戊 野 七 郎	
	監査役 (社外監査役)	戊 野 八 郎	
支 店	1 神奈川県横浜市中区北仲通一丁目3番1号		
存続期間	会社成立の日から満50年		
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社		

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成〇年 〇月 〇日
〇〇法務局〇〇出張所

登記官

〇 〇 〇 〇

職印

整理番号 エ072590

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

登記事項証明書記載例 2（本店の所在地におけるもの）

履歴事項全部証明書			
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社			
会社法人等番号	0000-00-0000000		
商 号	第一電器株式会社		
	第一電気機器株式会社	何年何月何日変更	何年何月何日登記
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号		
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	何年何月何日移転	何年何月何日登記
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する		
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichi-enki.co.jp/kessan/index.html	何年何月何日設定	何年何月何日登記
会社成立の年月日	何年何月何日		
目 的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 前各号に附帯する一切の業務		
	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 何年何月何日変更 何年何月何日登記		
単元株式数	5株		
発行可能株式総数	4000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株		
資本金の額	金1000万円		

整理番号 エ072589 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/3

登記事項証明書記載例 2（本店の所在地におけるもの）

履歴事項全部証明書			
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社			
会社法人等番号	0000-00-0000000		
商 号	第一電器株式会社		
	第一電気機器株式会社	平成30年 6月 1日変更	平成30年 6月 5日登記
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号		
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	平成30年 6月 1日移転	平成30年 6月 5日登記
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する		
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichi-enki.co.jp/kessan/index.html	平成30年 6月 1日設定	平成30年 6月 5日登記
会社成立の年月日	平成28年 6月 1日		
目 的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 前各号に附帯する一切の業務		
	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 平成30年 6月 1日変更 平成30年 6月 5日登記		
単元株式数	5株		
発行可能株式総数	4000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株		
資本金の額	金1000万円		

整理番号 エ072589 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/3

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 甲 野 太 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 乙 野 次 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	取締役 丙 野 五 郎
	取締役 丙 野 五 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目10番2号 代表取締役 甲 野 太 郎
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 甲 野 太 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目10番1号 代表取締役 乙 野 次 郎
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙 野 次 郎 何年何月何日重任 何年何月何日登記
	監査役 丁 野 六 郎
	監査役 戊 野 七 郎 (社外監査役)
	監査役 戊 野 八 郎 (社外監査役)

整理番号 一〇七二五八九 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 2/3

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 甲 野 太 郎 平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 乙 野 次 郎 平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	取締役 丙 野 五 郎
	取締役 丙 野 五 郎 平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目10番2号 代表取締役 甲 野 太 郎
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 甲 野 太 郎 平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目10番1号 代表取締役 乙 野 次 郎
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙 野 次 郎 平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記
	監査役 丁 野 六 郎
	監査役 戊 野 七 郎 (社外監査役)
	監査役 戊 野 八 郎 (社外監査役)

整理番号 一〇七二五八九 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 2/3

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
第一電気機器株式会社

支 店	1 神奈川県横浜市中央区北仲通一丁目3番1号
存続期間	会社成立の日から満50年
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社
登記記録に関する 事項	設立 何年何月何日登記

符号

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である

何年何月何日
〇〇法務局〇〇出張所

登記官

○

○

○

○

職印

整理番号 エ072589

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/3

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
第一電気機器株式会社

支 店	1 神奈川県横浜市中央区北仲通一丁目3番1号
存続期間	会社成立の日から満50年
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社
登記記録に関する 事項	設立 平成28年6月1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である

平成〇年〇月〇日
〇〇法務局〇〇出張所

登記官

○

○

○

○

職印

整理番号 エ072589

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/3

登記事項証明書記載例 3（支店の所在地におけるもの）

履歴事項全部証明書			
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社 管理番号 0000-00-000000			
商 号	第一電器株式会社		
	第一電気機器株式会社	何年何月何日変更	何年何月何日登記
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号		
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	何年何月何日移転	何年何月何日登記
会社成立の年月日	何年何月何日		
支 店	神奈川県横浜市中央区北仲通一丁目3番1号		
登記記録に関する事項	何年何月何日支店設置	何年何月何日登記	

符号

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

何年何月何日
〇〇地方支務局
登記官

○ ○ ○ ○ 職印

整理番号 あ123456 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/1

登記事項証明書記載例 3（支店の所在地におけるもの）

履歴事項全部証明書			
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社 管理番号 0000-00-000000			
商 号	第一電器株式会社		
	第一電気機器株式会社	平成30年 6月 1日変更	平成30年 6月 5日登記
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号		
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	平成30年 6月 1日移転	平成30年 6月 5日登記
会社成立の年月日	平成28年 6月 1日		
支 店	神奈川県横浜市中央区北仲通一丁目3番1号		
登記記録に関する事項	平成30年 6月 1日支店設置	平成30年 6月 5日登記	

符号

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成〇年 〇月 〇日
〇〇地方支務局
登記官

○ ○ ○ ○ 職印

整理番号 あ123456 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/1

備考 表中の [] の記載は注記である。